

宇和島市電子地域ポイント事務局運営業務プロポーザル提案書作成要領

1. 提案書等の構成

- ①提案書等は以下の表に掲げる書類で構成すること。
- ②提案書等は以下の表に記載された順に、フラットファイルに編綴すること。フラットファイルの背表紙及び表紙には、タイトル「宇和島市電子地域ポイント事務局運営業務プロポーザル提案書」、提出年月日、事業者名を記載すること。

No.	書類	様式
1	提案書表紙	様式5
2	提案書	任意様式
3	参考見積書	様式6
4	内訳書	任意様式

- ③書式はA4版（両面印刷）とすること。
- ④表紙には代表者印を押印すること。
- ⑤提案書は簡潔・明瞭に記載すること。

2. 提案書記載項目

- (1) 基本事項
 - ①本業務に関する基本的な考え方及びコンセプトについて記述する。
- (2) 実施体制・計画
 - ①本業務を運用するための体制について記述する。
 - ②市内での加盟店等に対するサポート体制について記述する。
 - ③令和8年4月の運用開始を踏まえ、導入スケジュールについて記述する。
- (3) 追加提案
 - ①紙クーポン交換所の追加設置や加盟店の新規開拓をはじめ、本業務の円滑な運用や目的に資する追加提案について記述する。
※本項目で記述する提案ごとに、見積金額に含まれているのか、含まれていないのか（含まれていない場合は概算を記載）を明記すること。

3. 参考見積書・内訳書

- ①参考見積書の注意事項に従い記載すること。
- ②参考見積書項番1「宇和島市電子地域ポイント事務局運営業務（令和8年度分）」には、仕様書項番5（1）③における加盟店及び④における地域団体等への振込に係る手数料を除き、令和8年度における仕様書記載の運用業務に係る必要な経費を

すべて含めて記述すること。

③参考見積書項目番2「振込手数料の年間見込額」には、1年間分の振込手数料の見込額を記述すること。

なお、振込手数料の見込額は、1回の振込金額が3万円以上の場合月20件として計算し、1回の振込金額が3万円未満の場合は月180件として計算し、それぞれ1年間分の額とすること。また、それぞれの振込金額の区分において、単価が振込先の金融機関で異なる場合は、一番高い単価と一番低い単価を合算して2で除した額を単価として計算すること。